

【表紙】

【提出書類】 変更報告書（No.2）

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 K Mホールディングス株式会社  
代表取締役 加笠 研一郎

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町二丁目10番3号

【報告義務発生日】 平成30年2月26日

【提出日】 平成30年2月27日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと  
保有目的の変更

**第1【発行者に関する事項】**

発行者の名称	黒田電気株式会社
証券コード	7517
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

**第2【提出者に関する事項】**

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	KMホールディングス株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目10番3号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成29年10月6日
代表者氏名	加笠 研一郎
代表者役職	代表取締役
事業内容	(1) 経営コンサルティング業務 (2) 有価証券の取得、保有及び売買 (3) 前各号に付帯関連する一切の業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	加笠 研一郎
電話番号	03 - 4550-0430

(2) 【保有目的】

提出者は、発行者の非公開化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。

提出者は、本公開買付け（以下に定義されます。）を通じて発行者の発行済みの普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の全て（但し、発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得、所有し、発行者の事業を支配及び管理することを主たる目的として、平成29年10月に設立された株式会社です。

提出者は、発行者株式の全て（但し、発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得及び所有し、最終的に発行者を提出者の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、買付け等の期間を平成29年11月2日から平成29年12月15日とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

その後、発行者は、本公開買付けの実施に続く本取引の第二段階として、平成29年12月25日から平成30年1月26日まで、公開買付けを実施いたしました。

この度、提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条に基づき、発行者の株主（発行者及び提出者を除きます。）全員に対し、その所有する発行者株式の全部を売り渡すことを請求しています。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	28,167,037		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 28,167,037	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		28,167,037
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年2月26日現在）	V	39,446,162
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		71.41
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		65.17

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年2月26日	株券（普通株式）	2,458,017	6.23	市場外	取得	2,720

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者株式の取得資金の借入れに際し、提出者の保有する発行者株式の全てにつき、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行に対する借入金の担保として差し入れるため、両行との間で株式質権及び根質権設定に関する協定書（対象会社株式）（借入人）を平成29年12月19日付けで、締結いたしました。

提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条に基づき、発行者の株主（発行者及び提出者を除きます。）全員に対し、その所有する発行者株式の全部を売り渡すことを請求し、平成30年2月22日に発行者に対してその旨を通知しております。発行者は、同日にこれを承認し、平成30年2月26日にその旨を公告しております。提出者は、平成30年3月22日に発行者の普通株式の全て（但し、発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。提出者が所有する株券等の数は、報告義務発生日現在の発行者の発行済株式数（39,446,162株）から、発行者が同日現在所有する自己株式数（11,279,125株）を控除した株式数（28,167,037株）を記載しております。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	21,344,069
借入金額計（X）（千円）	55,270,270
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	76,614,339

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
株式会社三井住友銀行（本店）	銀行	高島 誠	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2	31,135,135
株式会社三菱東京UFJ銀行（本店）	銀行	三毛 兼承	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2	24,135,135

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地